

暫定更新期限の設定に伴う取得単位措置の実施要領

- 1 下記に該当する登録更新者は所定の申請手続きを経て速やかに更新すること。
- 2 暫定更新期限は令和10年3月31日とする。
- 3 必須所得単位数は上記期限までのものとする。

更新年月日	必須取得単位数
令和7年4月1日	30単位
令和7年7月1日	20単位
令和7年10月1日	20単位
令和8年1月1日	20単位
令和8年4月1日	10単位
令和8年7月1日	10単位
令和8年10月1日	10単位
令和9年1月1日	10単位
令和9年4月1日	5単位
令和9年7月1日	5単位

※令和9年10月1日、令和10年1月1日の登録更新者の必須取得単位数は未定